

防災管理新規講習会実施要領

主催 金沢市消防局
金沢市防火協議会

1 目的

この講習会は、消防法（昭和23年法律第186号）第36条第1項に基づき準用する、同法第8条第1項に定める防災管理者として必要な資格を取得させることを目的とします。

2 受講対象

防災管理者を選任することが義務づけられている防火対象物において、防災管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的な地位にある者で、消防法施行令第3条第1項第1号による甲種防火管理者の資格を有する者とします。

3 日時、場所及び受講定員

(1) 日時 令和2年9月25日（金）
午前9時00分から午後3時20分まで

※講習会当日の受付開始は午前8時30分からです。

(2) 場所 金沢市泉本町7丁目9番地2
金沢市消防局 2階 防災センター

(3) 定員 50名程度
※新型コロナウイルスの影響により規模を縮小して開催する場合があります。

4 講習内容

| 時間 | 科目 | 時間 | 科目 |
|-------------|--------------------|-------------|-------|
| 8:30～9:00 | 受付 | 13:00～14:00 | 教育・訓練 |
| 9:00～9:10 | 受講案内 開講あいさつ | 14:10～15:10 | 消防計画 |
| 9:10～9:40 | 防災管理の重要性 | 15:10～15:20 | 修了証交付 |
| 9:50～10:50 | 防災管理者の責務 統括防災管理 | | |
| 11:00～12:00 | 施設・設備の維持管理 | | |

(注)講習科目の時間割りを変更する場合があります。

5 受講手続

(1) 受付期間 令和2年8月17日（月）～令和2年8月21日（金）
(受講定員に達した場合は、期間中でも締め切りとさせていただきます。)

(2) 受付方法 金沢市電子申請サービスにより申請して下さい。

インターネット検索 [金沢市電子申請サービス](#) [検索](#)

6 受講費用 3,000円（講習会当日に徴収させていただきます。)

7 修了証の交付 全課程を受講した方に対して交付します。

8 その他注意事項

(1) 受講当日は、甲種防火管理講習会を修了したことを証する書面（甲種防火管理講習修了証又は写し）を持参して下さい。なお、甲種防火管理再講習を受講した方は、再講習の修了証又は写しを持参して下さい。

(2) 受講当日は、運転免許証等受講者本人であることを証明できるもの及び筆記用具を必ず持参して下さい。

(3) 欠席、遅刻、早退されると修了証は交付できません。

(4) 発熱、せき等、体調が優れない場合は、受講できません。

(5) 受講当日は、新型コロナウイルスの感染を予防するため、必ずマスクを着用して下さい。

(6) 講習会受講者等に新型コロナウイルスの感染が発覚した場合又は感染が疑われる場合には、保健所等関係機関に連絡し、個人情報を共有する場合があります。

(7) 当講習会についてお尋ねになりたい場合は、消防局又は各消防署までお問い合わせください。

○金沢市消防局予防課 TEL280-2064 ○金沢市中央消防署 TEL280-5041

○金沢市駅西消防署 TEL280-6094 ○金沢市金石消防署 TEL280-7037